平成２９年（フ）第２３００号
札幌市手稲区曙８条１丁目２番20号
債務者　本保　則幸
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　七尾　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３５２号
札幌市東区東苗穂３条１丁目２番７―101号
債務者　板垣　賢一（旧姓加賀屋）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８号
長崎県壱岐市芦辺町湯岳本村触643―４　横山方、住民票上の住所熊本県玉名市大浜町3685番地２
債務者　池本　幸男
1　決定年月日時　平成30年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶋　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９２３号
広島市安佐南区緑井１丁目18番16―101号
債務者　仲井　豊美（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２４号
広島市安佐南区緑井１丁目18番16―101号
債務者　仲井　聖子
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７５号
広島県廿日市市宮内2060番地（303）
債務者　石田あゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４号
北海道赤平市豊栄町３丁目41番地　白樺第二団地　Ｃ５－４号室
債務者　吉本　藤夫
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
北海道赤平市豊栄町３丁目41番地　白樺第二団地　Ｃ５－４号室
債務者　吉本　涼子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2175番地の２
債務者　永野　勝代
1　決定年月日時　平成30年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１７０２号
愛知県春日井市押沢台４丁目10番地10
債務者　伊東　咲美
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８４８号
名古屋市名東区望が丘266番地　ネオハイツ望が丘308号、従前の住所愛知県小牧市大字小牧3522番地　山北宿舎２棟308号
債務者　山田　和加
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８６号
長崎県長崎市平間町1309番地
債務者　山川　秀男
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
北海道苫小牧市春日町１丁目４番８―305号
債務者　池田　貴央
1　決定年月日時　平成30年１月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２４号
福島県相馬市沖ノ内２丁目５番地の３　コンフォルト相馬Ａ―201
債務者　牛来　辰也
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第１４８７号
さいたま市緑区宮本１丁目１番地43、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目６番12―202号アンビシャス鳩ヶ谷
債務者　皿井　　亨
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８８号
さいたま市緑区宮本１丁目１番地43、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目６番12―202号アンビシャス鳩ヶ谷
債務者　皿井　寛子
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係